

視点 改めて国会の調査補佐機能を考える

国家基本政策委員会 専門員
おおば としひこ
大場 敏彦

我が国の政治を一貫してリードしてきた官僚主導が行き詰まりを露呈する中で、政治がイニシアティブを取る形での国家運営の必要性が叫ばれ、国会の機能強化、調査立法能力の向上が課題とされてから久しい。国会政治を中心に民意による国政を実現しようとするれば、補佐スタッフを含めた国会の側の力量がその大前提となるからである。

戦後新たに発足した国会では委員会中心主義が採用され、審議の実質を担うこととなった各委員会には、専門的立場からその活動を補佐するものとして複数の専門調査員（後に「専門員」と改称）が置かれた。しかし、その後組織体としての調査体制が求められたこと等から、昭和30年以降は「専門員をもって室長に充てる」という現在の調査室体制となり今日に至っている。その役割は、委員会等における議案審査や国政調査活動を中心に、広く議員活動全般を調査面から補佐することにある。我々は、常にこの当たり前過ぎることを心に刻みながら、日々調査という際限のない仕事に取り組まなければならない。

調査室は、憲法の期待する国会の役割を考えるまでもなく、その中心である委員会活動を直接補佐するという重要な任務を帯びた組織であることから、国会改革論議等においては常にその強化策が求められてきた。しかし、政策秘書制度の導入や政党側のスタッフも充実多様化し、民間のシンクタンク・市民団体等も様々な活動を行っている今日では、我々がもしもそこに安住するならば、自らの存在そのものが否定されるような事態を招来することを肝に銘ずるべきであろう。

近年、国会審議は「55年体制」下におけるイデオロギー対立の時代から、「提案・対案提示型」へと変化しつつある。こうした状況下では、我々の側も単なる批判を超えた現実的な政策提言能力が求められていることを念頭に置く必要がある。そして、国会活動、委員会活動に密着する形で、個別のレファレンスに的確かつスピーディに応えることが出来るならば、「調査室は役に立つ」「調査室がないと困る」という議員の一層の信頼と評価を勝ち得ることは十分可能である。そのために、我々は、自らの専門性、調査能力を高めるために研鑽努力するだけでなく、実務能力、バランス感覚等をも磨き上げ、また、組織体としての対応力も一層高めることにより、議員が必要とする調査サービスをそれぞれの求めに応じる形で、適宜的確に提供できるよう常に心懸けなければならない。

本誌「立法と調査」は創刊以来40年余、参議院の調査室が発行する調査研究誌として隔月刊を続けてきたところであるが、今年度からはより時宜にかなった発行をし、レファレンスサービス誌としての性格を一層明確にするためのリニューアルを行うこととした。その基本コンセプトは議員に対する調査サービスの向上、この一点にある。

関係者の絶大な御指導、御鞭撻を切に願ひ上げる次第である。